平成２２年（フ）第３９号
福井県敦賀市平和町13番８号　ＴＩマンションＢ号室
債務者　後藤　智子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１０３号
滋賀県守山市笠原町411番地
債務者　城野　美和
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９８号
大津市横木１丁目12番32号308、前住所京都市山科区西野様子見町１番地２市営団地１棟６－９
債務者　井島まさ代
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０５号
滋賀県甲賀市甲南町耕心１丁目764番地60
債務者　大西　真也
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２５号
滋賀県高島市鴨990番地17
債務者　中川　信孝
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２６号
滋賀県高島市鴨990番地17
債務者　中川　敏子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３５号
滋賀県守山市勝部１丁目19番21―1101号
債務者　橋本　直子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６４号
大津市青山８丁目19番６号
債務者　三本　絵美
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６５号
大津市衣川１丁目１番17号　大隅アパート１Ｆ13号、前住所大津市唐崎１丁目12番20号
債務者　鳥居　克己
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６９号
大津市滋賀里３丁目13番19号
債務者　岩田　礼典
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７０号
大津市若葉台15番34号
債務者　大原季史子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７７号
滋賀県草津市上笠３丁目25番18号　サニーハイツ201
債務者　盛　　勝也
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０４号
兵庫県西宮市北六甲台３丁目34番３号
債務者　野上　妙子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０５号
兵庫県西宮市北六甲台３丁目34番３号
債務者　野上ゆきみ
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７９号
兵庫県加古川市西神吉町大国449番地の３
債務者　塩平　静子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２３５号
兵庫県加古川市平岡町一色東１丁目578番地の２
債務者　太田　輝三
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３４３号
兵庫県神崎郡神河町根宇野382番地
債務者　堀上　弘子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部